



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1329 平成17年度地籍調査事業計画の変更 (地域振興課)
- 1330 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1331 有害図書等の指定 (青少年課)
- 1332 生活保護法による介護機関の指定(福祉保健総務課)
- 1333 生活保護法による指定医療機関の廃止 (")
- 1334 生活保護法による指定医療機関の休止 (")
- 1335 生活保護法による施術機関の指定(")
- 1336 救急病院の廃止 (医務課)
- 1337 救急診療所の廃止 (")
- 1338 救急病院の認定 (")
- 1339 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
- 1340 " (")
- 1341 " (")
- 1342 " (")
- 1343 " (")
- 1344 " (")
- 1345 " (")
- 1346 " (")
- 1347 道路の供用開始 (道路保全課)
- 1348 和歌山県証紙売りさばき人の指定 (出納室)

○ 教育委員会告示

- 9 昭和39年和歌山県教育委員会告示第6号(教科用図書採択地区)の一部改正

告 示

和歌山県告示第1329号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により平成17年度地籍調査事業計画(平成17年和歌山県告示第709号)を平成17年9月22日に変更し、次の区域を変更したので同条第5項の規定により公示する。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行う者の名称

岩出町、由良町、日高川町、白浜町

2 調査区域

追加区域

郡	町名	区域名
那賀郡	岩出町	大字今中の一部 大字山田の全部 大字溝川の全部 大字森の全部
日高郡	由良町 日高川町	小引の一部 土生の一部
西牟婁郡	白浜町	栄の一部

3 調査期間

平成17年10月4日から平成18年3月31日まで

和歌山県告示第1330号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年11月1日まで縦覧に供する。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成17年9月1日

2 名称

特定非営利活動法人めじろの会

3 代表者の氏名

大西富懸

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市天神崎25番16号

5 定款に記載された目的

この法人は、南紀の観光地を訪れた方を含む、地域住民に対して、より安全で充実した豊かな生活が持続できるように地域安全活動を継続的に行い、安全で快適な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1331号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成17年9月20日、指定した。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	スコラ 10月号	15401-10	スコラマガジン
月刊誌	BUBKA 10月号	17885-10	コアマガジン
雑誌	実話マッドマックス VOL.17	11538-10	コアマガジン
雑誌	クリームベストオブベスト Vol.6	68449-73	ワイレア出版
月刊誌	月刊クリーム 10月号	03299-10	ワイレア出版
雑誌	スポーツ美女アイドルお宝写真館	66787-13	桃園書房
雑誌	発掘!!お宝映像ハプニングアイドル集 10月号	17429-10	桃園書房
月刊誌	PINmaga 9月号	不明	Hアッシュ
月刊誌	J-SPARK 10月号	86257-10	トライマックス

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1332号

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の地名	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人あいらんど	東牟婁郡串本町二色371-3	NPO法人あいらんど	東牟婁郡串本町二色371-3	訪問介護・居宅介護支援	平成17.9.1	
有限会社ハーモニー	海南市日方1512-3	デイサービスセンターハーモニー	海南市日方1512-3	通所介護	平成17.9.9	
有限会社ニューステージ	那賀郡打田町北勢田909-1	ホームケアサービスほのか	那賀郡貴志川町尼寺186	訪問介護	平成17.9.1	
なかもと整形外科	有田市古江見180-1	なかもと整形外科	有田市古江見180-1	訪問リハビリテーション	平成17.7.1	
広域有田訪問介護センター	有田郡吉備町西丹生401	広域有田訪問介護センター	有田郡吉備町西丹生401	訪問介護・居宅介護支援	平成17.5.1	
社会福祉法人紀成福祉会	田辺市鮎川向越1313	グループホームサニーワン	日高郡日高川町初湯川213-1	認知症対応型共同生活介護	平成17.4.18	
社会福祉法人南紀白浜福祉会	西牟婁郡白浜町富田1703	訪問看護ステーション南紀	西牟婁郡白浜町富田1703	訪問看護	平成17.3.8	

和歌山県告示第1333号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
那薬27-10	クール薬局	那賀郡貴志川町北山520-5	平成17.9.1

和歌山県告示第1334号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から休止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	休止年月日
新病6-62	財団法人新宮病院	新宮市仲之町2-1-15	平成17.8.31

和歌山県告示第1335号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
橋あ18-17	浦井鍼灸治療所	橋本市隅田町下兵庫499	平成17.9.15

和歌山県告示第1336号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第2項の規定に基づき、次の救急病院から廃止の届出があったので告示する。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

名称	所在地	救急業務廃止年月日
日比記念病院	東牟婁郡那智勝浦町朝日1丁目221-1	平成17.8.26

和歌山県告示第1337号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第2項の規定に基づき、次の救急診療所から廃止の届出があったので告示する。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

名称	所在地	救急業務廃止年月日
医療法人有紀会松尾外科医院	有田市新堂97番地の1	平成17.9.30

和歌山県告示第1338号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

名称	所在地	有効期限
医療法人恵友会恵友病院	海南市船尾264-2	平成20.9.23
医療法人南労会紀和病院	橋本市岸上18-1	平成20.10.18

和歌山県告示第1339号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

- 保安林予定森林の所在場所 田辺市合川字洞483の1(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1340号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

- 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村宮代字橘川1445(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1341号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町小河内字大嶋1621の2、1621の16、1621の17

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1342号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市向山字萩原833の1・839・839の1・839の2・843の1・844(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、831の1、831の2、837、837の1、840の1、841の6、843、845の2から845の5まで、846、847の1、848、848の7、848の9

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立

木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1343号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市平瀬字羽広1313の1、1313の16、1313の18、1313の20、1313の25、字猿畑1317

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1344号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町皆地字大森1166の1、1166の3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1345号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市串字中村向28、28の1、28の3から28の5まで、28の8から28の11まで、28の13、29、30の4

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1346号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡高野町大字高野山字金時橋・字天狗嶽・字十五ノ尾・字又ノ尾・字鉢伏尾・字内子谷川・字桶谷(以上7字国所有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1347号

平成14年和歌山県告示第410号(道路の区域変更)で区域変更した道路のうち、那賀郡岩出町大字根来字洞尾2276番2から同町大字根来字洞尾1609までの延長510.00メートルについては、平成17年10月15日から供用を開始する。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1348号

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)第6条第1項の規定により、和歌山県証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成17年10月4日

和歌山県知事 木村良樹

氏名	住所	指定年月日	売りさばき所
石倉督斗	和歌山市万町7番地 サピリア石倉5階	平成17年10月3日	和歌山市万町7番地 サピリア石倉4階 石倉会計事務所

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第9号

昭和39年和歌山県教育委員会告示第6号(教科用図書採択地区)の一部を次のように改正し、平成17年11月7日から施行す

る。

平成17年10月4日

和歌山県教育委員会委員長 駒井則彦

本文中「岩出町、打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町」を「紀の川市、岩出町」に改める。